

北海道知事選挙 北海道議会議員選挙

投票日 4月7日(日)

任期満了に伴う北海道知事および北海道議会議員選挙が、4月7日に行われます。

●投票するには

選挙人名簿に登録されていなければ投票することができません。ただし、選挙人名簿に登録されていても、選挙の期日の前日(4月6日)までに道外に転出した場合は、投票できません。選挙人名簿の登録・抹消要件は、下段の表のとおりです。

●仕事または旅行などで投票日に投票所に行けない方は期日前投票をご利用ください。

【期日前投票ができる方】

八雲町の選挙人名簿に登録されている方で、投票日に旅行、仕事、買い物などで投票ができない方です。

【期日前投票ができる期間】

・知事選挙

3月22日(金)～

4月6日(土)

・道議選挙

3月30日(土)～

4月6日(土)

※3月30日(土)以降に期日前投票を行うと、知事選挙と道議選挙の投票を一度に済ませることができません。

【期日前投票の場所と時間】

○役場

午前8時30分～午後8時

○熊石総合支所

午前8時30分～午後8時

○落部支所

午前8時30分～午後5時

○八雲総合病院

午前8時30分～午後6時

◎最近転入された方

平成30年12月29日以降に道内の他の市区町村から転入された方は、転入前の市区町村の選挙人名簿に登録されています。投票する方法は、次のとおりです。

①転入前の市区町村選挙管理委員会に投票用紙等を請求し、八雲町の不在者投票所で投票

②期日前投票ができる期間内に、転入前の市区町村の期日前投票所で投票

③投票日当日、転入前の市区町村の投票所で投票

※①の場合は請求の際に、②および③の場合は投票の際に「引き続き北海道の区域内に住所を有する旨の証明書」が必要になります。

この証明書は、各市区町村の戸籍窓口で交付を受けることができます。

●不在者投票について

【不在者投票ができる方】

八雲町の選挙人名簿に登録されている方で、次に該当する方です。

①長期出張などで他の市区町村に滞在している方

②不在者投票を行うことができる施設に入院(入所)されている方

※町内にある不在者投票を行うことができる施設は、次のとおりです。

国立病院機構八雲病院・八雲総合病院・熊石国保病院・厚生園・くまいし荘・コミュニティホーム八雲・ケアハウスひまわり・なのはな

【不在者投票の請求方法】

①長期出張などで他の市区町村に滞在している方は、八雲町選挙管理委員会に投票

用紙等の請求手続きを行うてください。

②不在者投票を行うことができる施設に入院(入所)されている方は、入院(入所)している施設の施設長に申し出てください。

※不在者投票の請求は、告示日前でも行えますので、お早めに手続きをお願いいたします。

●投票入場券について

【配達予定】

投票入場券は、3月28日と29日の2日間の配達を予定しています。やむを得ず投票入場券がない場合でも投票することができます。

【投票入場券の裏面をご利用ください】

投票入場券の裏面に期日前投票宣誓書(不在者投票宣誓書兼請求書)を印刷しています。ご自宅で記入し、期日前投票所に持参いただく必要がなく、スムーズに期日前投票を済ませることができますので、ご利用ください。

また、不在者投票の請求は、所定の用紙のほか、投票入場券の裏面を利用して請求をすることができます。

選挙の期日および選挙人名簿登録・抹消要件表

| 選挙の種類 | 告示日 | 選挙の期日 (投票日) | 選挙人名簿登録・抹消要件 | | |
|-----------------------|----------|----------------|---------------------------------|----------------------------|--|
| | | | 年齢要件(登録) 満18歳以上 (選挙の期日現在) | 住所要件(登録および抹消) | |
| | | | | 登録(転入届出日) | 抹消(住所異動日) |
| 北海道知事 (登録日3月20日) | 3月21日(木) | 4月7日(日) | 平成13年4月8日 以前に生まれた方 | 平成30年12月20日以前 に転入届出をした方 | 平成30年12月6日 以前に転出した方 (選挙の期日において 転出して4ヵ月を経 過するに至った方) |
| 北海道議会議員 (登録日3月28日) | 3月29日(金) | | | 平成30年12月28日以前 に転入届出をした方 | |